

令和6年 下呂市農業委員会第4回総会議事録

開催日時	令和6年4月3日	14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室	
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治（推） 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏（推） 9 番 中川 輝男（推） 10 番 田中 覚章（推） 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三（推） 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎（推） 18 番 二村 正明（推） 19 番 熊崎 徹（推） 20 番 中桐 由起子（推） 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男（推） 25 番 井戸 克彦（推） 26 番 杉山 裕（推）	
欠席委員	6 番 中島 義彦	
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 16 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 17 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 18 号 農地法第5条の規定による許可申請について 第4 その他	
事務局	開催に先立ちまして、4月1日付けで事務局職員の人事異動がありましたので、会長より辞令交付を行っていただきます。 【辞令書交付】	
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第4回農業委員会を開催いたします。	
会 長	【会長あいさつ】	
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 7 番 林 忠助 委員 11 番 二村 昭司 委員 をお願いいたします。	
会 長	議題第16号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～6ページをお開きください。	

会 長

農地法第3条申請10件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、無償による所有権移転が2件、有償による所有権移転が7件、使用貸借が1件提出されています。

番号1については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地の近くに転居し、申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号2については農振農用地です。譲渡人はこれまで申請地を管理していた方に譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号3については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地の隣接地に転居し、申請地を譲り受け農業に励むものです。

番号4については農振農用地です。経営移譲に伴う利用権設定の期間満了に伴い、新たに契約を結ぶもので、後継者へ10年間の貸し付けを行います。

番号5については農振農用地ではありません。譲渡人は高齢により管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号6については農振農用地ではありません。申請者は兄弟であり、農地の有効利用を図るため譲渡するもので、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号7については農振農用地ではありません。譲渡人は高齢により管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。
なお、申請地は平成19年に別荘庭園等として農地法5条で取得されましたが、現地は着工されず農地性を留めたまま現在に至っています。この度3条申請にてさらに他の人に譲渡されるものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号8については農振農用地ではありません。譲渡人は農地の有効利用を図るため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号9については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は園芸家で、これまでも自宅の庭でクリスマスローズを栽培していましたが、経営規模の拡大のため申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号10については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

会 長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

3番

1番について説明します。地図の左下が小坂の振興事務所です。今回の申請地は振興事務所から****に向かって200mほど。家に付随した農地で、現在は防草シートが敷かれています。

8番

2番について説明します。萩原町の上呂駅から国道41号を渡って西、萩原北中学校のプールの隣です。これまでも譲受人が管理しており、正式に譲渡することになりましたので問題ありません。

17番

3番について説明します。場所は乗政で、****農園の近く。譲受人は****の婿で、これまで親と同居していたけれど空き家を購入して住むことになり、周囲の農地とともに買いたいとのことです。問題ありません。

17番

続けて4番については、農業者年金で10年前に経営移譲した農地が満期を迎えるので、また設定したいとのこと。場所は乗政の三ツ石です。

17番

続けて5番ですが、譲受人は大湊の****の人です。竹原保育園のすぐ後ろに家があり、これまで管理してきましたが、住んでいた弟の嫁が亡くなって空き家になるため宅地とともに農地を売却したいと買い手を探していました。周囲は宅地ばかりですので問題ありません。

18番

6番について説明します。場所は東上田の****の山側。申請人は兄弟関係で、弟がこれまでも管理してきましたので正式に弟へ譲渡したいとのことです。問題ありません。

21番

7番について説明します。金山町東沓部、****の工場から南へ500m、家付きの農地です。名古屋から定年で移住してきた方が奥さんが体を壊して二人で施設に入ることになった。現地は栗の木などが植わっています。

26番

8番について説明します。場所は金山振興事務所から200mほどの市街地で、他人の宅地に囲まれており、出入口がなく管理がしづらいため申請地の隣に住んでいる人に譲ります。ブルーベリーなどを植えるとのことで問題ありません。

25番	9番について説明します。場所は金山町乙原で、土地所有者の知人である譲受人が園芸家でクリスマスローズを育てたいとのことで譲渡したいとのことです。
26番	10番について説明します。場所は金山町金山で、道の駅から700mほど北。先月も案件があった譲渡人です。譲渡人は市街に住んでおり管理ができないとのことで、地元に住む譲受人に譲渡し、野菜などを作るとのことです。問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
21番	クリスマスローズについては農地扱いでいいのか？実はならないが問題ないのか？
事務局	肥培管理されますので農地と判断します。
25番	朴の葉も、出荷していれば農地だと以前事務局に確認しています。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請10件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。
会 長	議題第17号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の7ページをお開きください。
会 長	農地法第4条許可申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第17号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が2件、貸駐車場への転用が1件、面積については田893㎡、畑16㎡です。 番号1については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、300m以内にJR飛騨小坂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。

	番号2については、申請地を一般個人住宅（駐車場）として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。 なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります 番号3については、申請地を貸駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。 以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。
1番	1番について説明します。場所は小坂の大島で、土地所有者は親が亡くなって土地の整理をしていたら少し農地が残っていたことが判明したので申請されました。
4番	2番について説明します。場所は萩原町上呂で、****の小坂寄り。踏切を上がったところです。家に囲まれており農地性もありません。問題ありません。
9番	3番について説明します。場所は萩原町上村で、****から北に200mあたり。昭和60年に農地法4条の許可を得ていたが、造成した段階で親が亡くなり家が建てられないまま現在に至っています。駐車場として使うとのことで申請されました。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請3件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。 【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	議題第18号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の8ページをお開きください。
会 長	農地法第5条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。 今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、農林漁業用施設への転用が1件面積については田1342㎡です。

番号1については、申請地を借り受け、堆肥保管庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、農振農用地ではありますが、農振法の農用地利用計画指定用途に該当するものです。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。

番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。農地区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

4番 1 番の案件につき、担当委員欠席のため事務局で代読します。場所は****の南側です。圃場に近いところにたい肥保管庫を希望しており、問題ありません。

16番 2 番について説明します。場所は夏焼で、上原小の手前500mくらいのところです。今は7人で暮らしていましたが手狭なため、子世帯が家を建てたいとのこと。問題ありません。

会 長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請2件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

会 長 ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長 以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長 以上をもちまして、第4回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番